

「特別警報」・「警報」発令時の登校について

たつの市教育委員会
たつの市立御津小学校

- 1 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されているときは、**臨時休業**とします。
※「兵庫県南部」や「播磨南西部」に警報が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、登校させていただきます。
- 2 午前7時以降、8時30分までに「警報」が発令された場合も、**臨時休業**とします。
ただし、警報発令が登校時刻と重なる場合は、以下のように対応をお願いします。
①まだ集合場所を出発していない場合…自宅へ戻る。⇨臨時休業
②登校途中の場合…安全に気をつけて集団登校する。⇨3の〈登校後〉と同じ対応
- 3 午前8時30分以降(登校後)、「警報」が発令された場合は、通学路の安全等を確認してから下校させる等、児童の安全確保を最優先に適切に対応します。その際の下校時刻・下校方法等については、緊急連絡メールで連絡します。
- 4 「警報」が発令されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡をします。
- 5 午前7時の時点で警報が発令されている場合は、**給食はありません。**
(1) 午前7時までに警報が「解除」になり児童が登校した場合→給食を実施し通常通り授業を行います。
(2) 児童が登校した後に警報が「発令」になった場合→給食実施の有無を含め、上記の「3〈登校後〉」と同様に対応します。

* お願い *

- (1) 電話回線確保のため、電話による個々の問い合わせはご遠慮願います。
- (2) 海辺や川、土砂崩れの危険がある場所等へは近づかないように家庭でもご指導ください。